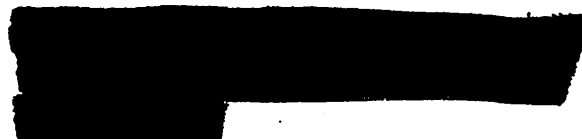


裁 決 書

審査請求人



処分庁

横浜市青葉福祉保健センター長

審査請求に係る処分

平成25年5月29日付け生活保護法第63条費用返還決定処分（臨時収入）


生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成25年6月24日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。



主 文

本件審査請求に係る横浜市青葉福祉保健センター長が行った平成25年5月29日付け生活保護法第63条費用返還決定処分については、これを取り消す。

理 由

1 事 実

審査請求人 （以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに横浜市青葉福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成23年9月7日、処分庁は、同年8月18日付けで請求人の保護を開始したこと。
- (2) 平成24年11月8日、処分庁は、請求人に記帳済み預貯金通帳の提出を指示したこと。
- (3) 同年11月12日、処分庁は、請求人から提示された預金通帳により、同月5日、「」から29,000円の振込み（以下「本件振込額」という。）があったこと、及び同日、「」に20,000円を振り込んでいることを確認したこと。請求人は、本件振込額のうち、

20,000 円については、同日に「[REDACTED]」に振り込んでおり収入ではなく、残りの 9,000 円については知人の引越しを手伝った報酬であると申し立てたこと。

(4) 同年 1 月 26 日、処分庁は、請求人から、請求人及び [REDACTED]、[REDACTED] 両氏の「異動届」を受理したこと。なお、本件振込額について、請求人の当該「異動届」には、「[REDACTED] 様から振込まれた 29,000 円から私のアルバイト代 9,000 円を引いた残金 20,000 円を [REDACTED] 様より依頼され、[REDACTED] さんの口座番号を調べその口座へ送金しました。」と記載されていること。また、[REDACTED] 氏の「異動届」には、「[REDACTED] さんの口座へ 29,000 円を振込み、20,000 円を [REDACTED] さんの口座へ振込んで貰いました。」と記載されていること。さらに、[REDACTED] 氏の「異動届」には、「[REDACTED] さんに口座番号を知らせ、[REDACTED] さんから支払いを受ける 20,000 円を [REDACTED] さん経由で振込んでもらいました。」と記載されていること。

(5) 同年 1 月 27 日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、本件振込額の取扱いについて以下のとおり検討、決定したこと。

ア 本来なら入金された全額を収入認定

イ 三者の異動届の内容が一致しておらず、アルバイトをしたという記述があるのは請求人だけである。どこで、だれの引越しをいつしたのかわからない。本当にアルバイトをしたということを立証できない。就労収入として認めることはできない。

ウ 本当にアルバイトをしていたとしても、通帳の提示を求めるまで、就労したことについて申告、収入申告がなかったことは問題である。

エ 結論としては、次官通知第 8 の 3 の (2) のエの (イ) による「その他の臨時収入」として認定する。

(6) 平成 25 年 1 月 4 日、処分庁が請求人にケース診断会議の結果を伝えたところ、請求人は、「納得できない、いったん持ち帰る」と離席したこと。

(7) 同年 5 月 29 日、処分庁は請求人に対し、法第 63 条費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、生活保護費用返還金決定通知書を請求人に送付したこと。

2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し、平成 25 年 5 月 29 日付けで行った本件処分の取消しを求めるものである。

その理由は、概ね以下のとおりである。

- (1) 請求人はお金を受け取っておらず、請求人に振り込まれたお金はそのまま■さんに送金した。その経緯は以下(2)のとおりである。
- (2) 請求人の預金口座に29,000円を振り込んだ■さんは、請求人に9,000円、■さんに20,000円を振り込むために銀行に行ったが、■さんに連絡が取れず、口座番号が判らず振り込むことが出来なかった。そこで、■さんは請求人に電話をし、請求人の口座に29,000円を振り込むので、■さんと連絡を取り20,000円を■さんの口座に振込むよう依頼を受けた。請求人は、■さんと連絡を取り、同日、20,000円を■さんの口座に振り込んだものであり、20,000円を受け取っていない。
- (3) 処分庁には、異動届を提出した。

3 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

以下により、処分庁による本件処分については、何ら不当なものではないと主張する。

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」としており、最低生活の維持にあて得る金品はすべて収入として認定するのが原則である。
- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他の家計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならぬ。」としており、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の1の(3)では収入の内訳等証明すべき資料があれば必ずこれを提出させることとしている。
- (3) 収入の認定について、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)では、「その他の臨時収入について」は8,000円を超えた額を収入として認定すること、としている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲

内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。

- (5) 本件についてみると、平成24年11月5日に [REDACTED] から入金があり、同日付け、 [REDACTED] に入金したことを請求人が提出した預金通帳で確認した。
- (6) しかし請求人は当初、平成24年11月8日時点で約20,000円の金を借りた、と申し出たが、同年11月12日には申し立ての内容を変え、入金のうち20,000円は他人への振り込みを依頼されたお金であるというなど話に一貫性がない。
- (7) このため、挙証資料の提出を求めたが、請求人を含め関係者が事の顛末を記した異動届が提出されたのみであり、どのようなお金であるか請求人は何ら立証していない。
- (8) よって20,000円について請求人が主張する特別な事情は認められず、実施要領にあてはめ、検討したところ、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)以外にあてはまるものがなかった。
- (9) 本来であれば保護の収入変更を行うべきであったが、遡及可能な期限を経過したため、法第63条に基づく費用返還決定を行った。あわせて分割による返済の意思を確認したため、本人の申請に基づいて履行延期承認を行ったものである。
- (10) よって本件処分は何ら不当なものではない。

4 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」(法第4条第1項)とし、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」(法第8条第1項)と規定され、これを受けて、保護の程度の決定は、次官通知第10により、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と(中略)認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。」と定められている。
- (2) 上記(1)のとおり、法第4条において「その利用し得る資産、能力そ

の他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則であり、「仕送り、贈与等による収入」の取扱いについて、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」としている。また、知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する小額の金銭その他小額かつ不安定な稼働収入がある場合、次官通知第8の3の(1)のエは、「その額(受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。)が月額8,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。」としている。さらに、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入がある場合、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」としている。

(3) 一方で、次官通知第8の3の(3)のエは、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は、収入として認定しないこととしているが、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の2の(4)は、「自立更生のための恵与金(中略)のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限る」としている。ただし、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問8-95は、保護開始前の借金等過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められないとしている。

(4) なお、法第29条は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」と規定し、収入の認定にあたって必要がある場合には、被保護者等からの収入に関する申告のほか、「扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握するこ

と。」(次官通知第8の1の(4))と示されており、収入申告の内容について疑問が生じる場合等には行政機関としてその事実関係について内容審査はもちろんのこと、関係先への照会等を通じて妥当性を明らかにすることが保護の適正な実施を確保するうえで不可欠なものであるといえる。

- (5) これを本件処分についてみると、処分庁は、平成24年11月5日に■■■■氏から請求人名義の預金口座に振り込まれた本件振込額について、請求人の「その他の臨時収入」に相当すると判断し、本来同年11月分の収入として認定し扶助費支給額の変更決定を行うところ、遡及して変更決定を行うことが出来る期限を超過したため、法第63条を適用し、本件振込額のうち8,000円をこえる額に相当する21,000円を収入として認定し、保護費の返還を求める決定を行ったものと認められる。
- (6) 請求人及び関係人の■■■■、■■■■両氏から提出された「異動届」によれば、本件振込額のうち9,000円については、「アルバイト代」として■■■■氏から請求人に対して支払われた金員であるとされ、本件振込額のうち9,000円を除く20,000円については、本来■■■■氏が■■■■氏の金融機関口座に振り込むべき金員であったが、それが出来なかったため、請求人の銀行口座に■■■■氏の金融機関口座に振り込む額を含めた29,000円を振り込み、請求人から■■■■氏の金融機関口座に20,000円を振り込むよう依頼したものであり、実際に請求人は、20,000円を本件振込額が振り込まれた日と同日に■■■■氏の金融機関口座に振り込んだものとしている。
- (7) 本件振込額のうち20,000円について、処分庁は、弁明書において、請求人が当初、約20,000円の金を借りたと申し出たがその内容を変え、他人への振り込みを依頼されたお金であると言うなど話に一貫性がない旨主張しているが、処分庁により十分な事実確認が行われた事実は確認できない。また、請求人は処分庁に対し、事実(4)にあるとおり、本件振込額の原資の出捐者である■■■■氏が署名捺印し、「20,000円を■■■■さんの口座へ振込んで貰いました。」と記載された「異動届」を提出し、請求人あてに支払われていない旨を申し立てているが、処分庁は、その内容について判断していない。
- (8) 本件振込額のうち9,000円については、請求人は「アルバイト代」として■■■■氏から請求人に対して支払われた金員である旨主張しているところ、一方、処分庁においては、事実(5)にあるとおり、ケース診断会議で、請求人等から提出された三者の「異動届」の内容が一致しておらず、アル

バイトの記述があるのは請求人だけであること、誰の引越しか及び引越しの時期がわからず請求人からアルバイトをしたという立証がなかったことから、就労収入として認めることができないということを理由に、本件振込額全額について、「就労に伴う収入以外の収入」のうち「その他の臨時収入」（次官通知第8の3の(2)のエの(イ))に相当するものとして認定しているが、処分庁から提出された弁明書及び関係書類からは、本件処分に至る経過において、法第29条調査を行うなどの十分な確認が行われた事実は認められなかった。

- (9) 請求人は、通張を処分庁へ提示し、また、本件振込額の入金の経緯について関係人が記載したのも含め「異動届」を処分庁に提出し、一定程度の説明義務を果たしているのであるから、本件振込額が請求人の最低生活の維持にあて得る金品であるのであれば、処分庁は、請求人等が記載した内容に不足又は不十分な点があれば具体的に伝え、その説明を求める、あるいは、処分庁から直接関係先に対して法第29条に基づき調査を行うなどして、行政機関としてその事実関係について内容審査のうえ、保護の適正な実施を確保する必要がある。
- (10) したがって、処分庁が、請求人からアルバイトをしたという立証がなかったことを理由として、法第4条第1項にいう「利用しうる資産」に該当するか否かについて十分な事実確認、検討を行わないまま、本件振込額全額を「その他の臨時収入」として認定し、本件処分を行ったことには瑕疵が認められるから、取り消しは免れない。

よって、本件処分を取り消すべきとする請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年3月14日

神奈川県知事 黒岩 祐治

